

脇田良吉の低能児教育について

高橋 淳子

脇田良吉の低能児教育について資料を元に、その社会的な背景について
考察する

1. はじめに

日本の障害児教育の制度は、1947年に制定された学校教育法により、盲学校、聾学校、養護学校及び特殊学級が明確に位置づけられ、盲学校、聾学校から義務化の進行が行われ、1979年の養護学校の義務制へと進んだ。1960年代頃より、重度の知的障害や肢体不自由を持つ障害児、障害者の発達の可能性に注目する発達保障理論が生まれ、養護学校の義務制の実施で、それまで就学免除、猶予とされていた重度の障害児にも教育を保障する道が開かれ、特殊教育諸学校の設置が義務づけられた。海外では、知的障害を伴わないが読み書きに困難を抱える難読症(ディスレクシア)と呼ばれる人たちが注目され、1950年～60年代にかけて多動や衝動性、読み書き、算数の学習に障害が認められるMBD(微細脳機能障害)の考えが示された。日本においても、1980年後半頃より、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害が一般にも知られるようになり、「発達障害」という呼称が出現してくる。2004年の「発達障害者支援法」は、発達障害を持つとされる人たちの自立や社会参加への支援、生活全般への支援を謳っている。さらに、今までの養護学校や特殊学級に在籍している障害児を対象としていた、特殊教育、障害児教育という考え方から、普通学級に在籍する発達障害のある子どもたちを含めて支援を行う「特別支援教育」へと移行した。その対象となる子どもたちの範囲は広がっている。

上記したように、養護学校(現、特別支援学校)の義務制が達成されたのは、わずか29年前である。教育制度が始まったとされる明治期からの流れの中で、障害の中でも、無益なものとされてきた「知的障害」を持つ子どもたちはどのような存在として位置づけられ、処遇されたきたのか、その中でも、「低能児」とみなされ教育を受けてきた子どもたちについて、京都に「白川学園」を創設した脇田良吉を例にとり、脇田の残した資料等から教育に対する考え方、取り組みを考察し、当時の社会における障害児教育の背景について考えてみたい。

2. 「学制」

1872年に制定された「学制」は、日本ではじめての近代的な教育制度であり、すべての学齢児童が教育を受けることを推進するものであった。障害児に対しても「廃人学校アルベシ」という規定の記載がある(21章、29章)が、京都盲啞院や病弱児を対象とした三重尋常師範学校の病弱教育を除いては、その設立はみられない。学制の実施の過程において、幾度かの法規上の改正により、就学免除や就学猶予という形で障害児が選別されていく。それまで家の働き手、労働力としての存在でもあった子どもたちを就学させることについては、

学齢を法で定めたり、保護者に就学義務を課すなどの方策とともに教育費の無料化など就学を奨励することで、就学率の向上をみせている。他方、1880年の「改正教育令」では就学の免除を認め、1890年の「小学校令」では「貧窮ノ為又ハ児童ノ疾病ノ為其他已ムヲ得サル事故ノ為学齢児童ヲ就学セシメルコト能ハサルトキハ学齢児童ヲ保護スヘキ者ハ就学の猶予又ハ免除ヲ市町村ニ申立ツヘシ」(21条)として、家庭の経済的な困窮や子ども自身の疾病その他の理由による就学の免除と就学の猶予を認めている。さらに1900年の「小学校令改正及び施行規則」により、「瘋癲白痴又ハ不具廃疾」が保護者の義務を免除する、就学免除の理由として「病弱又ハ發育不完全」の状態が就学を猶予する理由として明示された。(33条)

学制の実施の過程の中で、就学の積極的な奨励とともに、障害の有無や能力により就学そのものを免除、猶予する規定が生まれてくる。障害児の中でも、教育に組み込まれる者とそこから排除される者とが出現し、障害の中でも無益な者とされた知的障害児は合法的に排除されていく。知的障害児の中でも、障害の重い白痴や痴愚等と呼ばれた子どもたちは、教育の場から除外され、数少ない障害児施設や家の中での生活へ、さらには浮浪の生活へと追いやられていった。一方、白痴や痴愚等ほどの重い障害はなく、身体的な障害もないが学業成績が振るわない者は、「成績不良児」「低能児」「劣等児」または、「中間児」などと呼ばれその子どもたちのために特別な学級の設置と教育の試みがなされた。1907年、文部省訓令「師範学校ノ規定改正ニ付き注意事項ノ件」に、「附属小学校ニ於テハ規定ニ示セル学級ノ外成ルヘク盲人、啞人又ハ心身ノ發育不完全ナル児童ヲ教育センカ為特別学級ヲ設ケ之カ教育ノ方法ヲ攻究センコトヲ希望ス」とし、こういう施設(教育の場)が「教育ノ進歩ト文化ノ發展ニ伴ヒ将来ニ於テハ其ノ必要アルヲ認ムルヲ以テナリ」と、特別学級の設置を奨励し、今後における必要性を説いている。

3. 低能児への教育

「小学児童 劣等生救済の原理及び方法」(1906)を著した織田勝馬、白土千秋は、「劣等生」を教授の助けをしても「尚遅々として進み、若し、助けざれば殆ど全く教授の要領を了解することが出来ない」者として、疾病的児童(病的児童、精神異常的児童)とは同じではなく、「身体上或いは精神上に於ける疾病的児童の別名の如く解するは甚だしき誤診である」と述べている。劣等生を、様々な原因事情により普通の児童とは発達を同じに出来ない一種のかわいそうな子ども、「可憐児」とみて、その劣等生の教育に携わる教員には、「此の劣等生に接するには、常に此の心を以って心とし、普通の児童に於けるよりも、更に特殊の心情を彼等に興ふることが至當であると思ふ、如何に精密なる劣等生救済の方法が攻究せらるも、此の精神にして教育者に充實して居なければ、到底満足な効果を見ることは出来ないのである」と、慈愛的心情、憐憫の情に基づいた愛情と教育姿勢を求めている。普通の児童が1回で覚えることが、2、3回あるいは数回にして理解すること、日々一定の速度で進歩する児童に比べて、同じ地点まで進ませることの困難さを挙げ、「此の面倒此の困難を排して着々其の實効を収めんことは、余程の忍耐心なくしては能くし得られないことである、故に慈愛と忍耐とは、實に鳥の双翼以って、雛を生育するにも、譬ふべきものである」と述べている。

脇田良吉は「小学校に於ける成績不良児教育法」(1909)の中で、「成績不良児」、「劣等児」、「低能児」等、様々な呼び方をされていた子どもたちに対し、その判別と子どもの状態に応じた教育への取り組みを試みた。

劣等児を「多く成績の劣等を意味し」、低能児を「教育の結果によらずして能力の低きことを意味している」とした。単に普通学級の授業についていられない劣等生を「低能児」と位置づけるのではなく、成績により子どもを5段階(普通児を5段階)に分けた場合、一番下の段階である5等児が、成績不良児にあたるとした。成績不良児という題目の下に位置するのがいわゆる「低能児」とした。教育者の立場から、すべての子どもを次の3種に区別した。第一に「普通児」、第二に「中間児」、第三に「変態児」とし、「中間児」がいわゆる「低能児」であるとした。「中間児」について脇田は、「身心の上から論ずれば、心意の發達が遅れておって、普通の児童のやうには心的活動が出来ないもので白痴の如くには甚だしからざるもの、身体虚弱にして到底普通の小学校では教育することが出来ない、併し病児の如く常に服薬したり就床する程でないもの。又は身体は別に虚弱ちいふ程でもないが、精神異常の傾向あるか、又は感覚機関等についていへば盲啞ではないけれども、普通児の如くに見えたり聞えたり、話したりすることが出来ないものや、児童らしからざる悪しき事をなすものである」と述べている。普通学級のような多人数、集団での教育は適さないが、少人数での教育を行えば効果があるものと述べている。中間児の教育は「教育と治療と相まみえて其の効果があり」「特殊の教育をすれば相當の發達をなし、一個人としての生活をなし得る処の人になる事が出来るが、もし教育せずに其儘に捨ておいたならば白痴になるか、病人になるか又中には盲啞になるものもあるのである」と述べ、特別な教育を施せば、その子なりの發達を遂げ、ある程度の生活を為す力を持てる能力がある、その能力を見出すための教育方法を模索すると述べている。普通児をその程度に応じて一等児から、五等児に分け、中間児を 能力遲鈍性の中間児～これといった表面上の特徴はないが全体的に刺激に対する反応が鈍く、教科学習等には全く関心を示さない者、 精神異常性の中間児～神経衰弱、ヒステリー、癲癇等を持ち、精神病的な治療を時として必要とする者、 身体虚弱性の中間児～肺が弱い、腺病質等の身体的な障害から、脳の機能に影響を及ぼすと考えられるもので、内科的な治療を要する者、 機関(*身体面)障碍性の者～盲、聾とまでの障害ではないが眼科、耳鼻科的治療を時として要し、声帯や内耳などの障害のために發達に遅れが生じた者、 心性不良性の中間児～身体は健全であるが、道徳的な意思が薄弱であり、盜癖、乱暴、虚言等が特徴的な者と分類した。さらに、変態児を、白痴児、病児、盲児、啞児、不良児に分類した。中間児は教育と治療(教育家と医者)とが共に対すべき、普通児でもなければ、白痴や痴愚ほど障害の重い者ではなく「特殊教育をすれば生産的な人になれ、教育せざれば不生産的な人になるか、甚だしきは国家の害物になるのである」と述べている。心身の發達の遅れや身体上の障害、疾病、道徳上の問題等により、普通教育についていくには何らかの助けが必要であるが、特別な教育を施すことで効果が期待できるとした。

公教育から排除された白痴児を主とした知的障害児施設「滝乃川学園」を石井亮一が創設し、1909年には、低能児を対象とした「白川学園」を脇田良吉が京都に設立した。1911年、川田貞次郎が「日本心育園」、続いて1919年「大島藤倉学園」を設立、1916年大阪に岩崎佐一が「桃花塾」を開いた。当時、外国を視察してきた専門家等が、低能児、低能者と感化教育を結びつけ、低能児がいわゆる不良少年となって社会に害をもたらす存在となるとし、その取締りが時には必要であることを説いた。医学博士、三宅鉦一は「通俗病的児童心理講話」(1910)の中で、外国の「白痴院」を紹介し、白痴院のような専門の施設が日本においても数多く必要であることを述べている。また、教育界でいう「低能児」が「痴愚」にあたるとし、白痴を「非社会的な者」と

位置づけたのに対し、痴愚を「反社会的」であり、場合によっては普通の人間と同様なことをせずに、却って社会の害になるようなことをする存在であると述べている。東京帝国大学医科大学教授であった呉秀三は、1918年内務省衛生局から出された「精神病者保護取締り二関スル意見」の中で、軽度の白痴者は重症の者より質が悪く、社会に害毒を流しやすい存在とし、不良少年の大部分がそれにあたるとした。当時欧米には、精神病院の他に「白痴院」や「癲癇院」などがあり、特に軽度の者はその専門的な施設において、治療と教育を与えることにより有用な人間にすることが出来るとした。

それに対し脇田は、救済の機関や施設を多く設置しても、法律を作っても根源的な解決にはならないとし、成績不良児や低能児に教育を与える必要性を主張している。「幾ら監獄法が美事に出来ても人を改善しなければ犯罪者や不良少年は少なくなるらない、また孤児院だとか養育院だとかいふ救済機関が澤山に出来ても根本的救済事業が出来なければ却って国民に情気を催させるばかりである。いかに教育を奨励した所で形式的に外国に後れないようにとあせった所で教育の真意義を解せずにはえらい人を作ることは出来ないのである」と述べ、「東京市養育院にいる窮民の零落したした自招的原因を見るならば飲酒、遊情、意思薄弱、博打といふやうになっているが、小学校で捨てられる多くの子どもは此の窮民の卵である」とし、小学校をはじめとした学校で、低能児を切り捨ててしまえばやがてはその子どもたちが貧しい暮らしや劣悪な環境に落ち、犯罪その他に関わってしまう可能性が大きくなるとした。「真に国家を泰山の安きにおかうと思ふならば、どうしても教育によらなければならぬ。表面の教育や形式的な教育ばかりでなく、裏面の教育をしなくてはならぬ」と、子どもが育つ過程でその子を取り巻く境遇の影響や教育の力について述べている。

脇田は、自身が創設した施設、白川学園で次のような実践をこころみた。施設に於いて、生活を共にした子どもたちの詳しい生活の様子や教育実践について事例を通して記述している。例えば能力遅鈍性の子どもを対象に、その子の食事、運動、睡眠、作業、学習の状況を把握し、どのような言葉かけをすると、どう反応するのかを記述している。食事の作法を全く理解しない、教えられてこないまま育った事に対しては、その子が下等なことは年齢相応に模倣することを知った上で、児童の食事を「衛生的、訓練的ならしめる」ための取り組みを行い、身体の変形から運動を苦手とすることには、何処とはなく遊び歩くことが好きであることをきっかけとして、施設の近隣の神社や田畑への散歩、遊戯を中心に据えた取り組みと共に、豆袋投げや輪投げ、毬の投げあい、指先の練習運動として、豆を掴むなどの訓練的な運動も取り入れている。悪口雑言をいう態度には、矯正をするというよりも日々の暮らしの中で、話の仕方を教えるような方法で取り組んでいたことが「異常児教育乃実際」(1915)で述べられている。(知的な遅れのある)この子に教えても仕方ないという扱いの中で、基本的な教育をされてこなかった子どもたちの日常の生活習慣を見直し、睡眠や食事、入浴、身体を清潔に保つ等の習慣を身につけることにより、身体面での改善をはかり、感性へも働きかけた。

4 . 社会的背景

明治以降、国の示す近代化政策、富国強兵の政策の下で国が求めた人材は、強い兵士と質の良い労働力であった。障害者が国にとって「役に立つ」存在であるか否かがその障害者の処遇の基本となったと言える。障害を持つ子に教育を施すことは、将来国にとって有益かどうか基準となり、教育者の教育をする目的もそ

ここに主眼が置かれていった。役に立つ人材になるという目的に沿って計られる時、障害児、障害者はその障害に応じて、また程度に応じて分けられることにつながっていく。障害児教育の取り組みが、盲、聾、病弱児から始まり、肢体不自由児へ、知的障害児への取り組みが最後であったことから明らかである。国や社会にとり有用な人間に育てることが、教育者の教育実践の目的であり、同時に親の願いでもあった。

脇田は、彼自身を成績不良児や低能児の同情者であり、弱者の味方だとしながらも、この問題は、国家の重大問題であり、親にとっては最大の不幸であるとも述べている。危険思想家、犯罪者、惰民、病人、不具者、痴愚者の少ないことが国家の平安を保てる要因であり、そういう国家であれば国の富は増進し、国民の健康も保たれ、道徳も向上するとしている。また、学校から排除されそうな子どもたちの救済を要請する一方で、「不生産的」な人間と「不良者」を少なくすることが国にとっては、様々な問題の解決に不可欠であるとしている。この子らのために、友となり親となり師となってその教育に取り組もうという思いは、脇田の実践や思想を顧みれば疑うところのないものであるが、同時に、それは国のため、国家に役立つ子どもにすることであり、国の利益になるということに、脇田自身疑いを持つことはなかったのではないかと想像する。

5 . おわりに

一人の子どもを教育するという目的は、その子が将来一人の人間として生きていくための知識や技術を与え、その子の持っている能力を育て、人格を形成することや自己を実現していく手助けである。しかし、この教育を通して育てた人材を社会の役に立てようとし、役に立つ人材を育てることを教育の目的としてきたのが、明治以降の社会の考え方であった。排除された障害児を何とかしたいと思い、そのために取り組んだ慈愛的な思いや、教育者、医師等の専門家としての関心や探究心は、当時の社会状況から鑑みれば、少数ながら貴重な取り組みだったと思われる。しかし、知力で勝り、数では圧倒的に多数であった健常者という立場から、障害者を弱者と位置づけ処遇してきた歴史は否定できない。その背景に国という存在、国家の目指すものがあり、人を育てることが、その方向性に沿っていたことも事実であると考ええる。

いつの時代にも、専門家と称される人たちがいて、障害児を育てる親の願いが存在した。親の願いに応え、その時の社会の要請に応じることがよとされてきた。しかし、社会がどういう状況であれ、人が生きていくということの意味、生きていく幸せを同じ人間という立場に立って考えなければ、障害を持つ当事者である人たちの本当の意味での願いや幸せは叶えられないと考える。

専門家としての力量と追求していこうという思いが、狭い自己の分野に囚われるのではなく、全体を見渡す立場に立ち、状況や自分の取り組みが何になるのか、どこに繋がるのかを把握する賢さを持っているべきだと思う。親の願いに応えられるのは、社会そのものであることを忘れないように、障害者、障害児を取り巻いた社会を歴史的に捉えたい。

【参考文献】

- ・ 織田勝馬・白土千秋 1906年 『小学校児童劣等生救済の原理及び方法』 弘道館
- ・ 脇田良吉 1909年 『小学校に於ける成績不良児教育法』 修学堂
- ・ 三宅鉦一 1910年 『通俗病的児童心理講話』 敬文館書房
- ・ 脇田良吉 1915年 『異常児教育乃實際』 京都府教育会
- ・ 吳 秀三 1918年 『精神病者保護取締りに関スル意見』 内務省衛生局
- ・ 全国病弱虚弱教育研究連盟・病弱教育史研究委員会 1990年 『日本病弱教育史』
日本病弱教育史研究会

Teaching Methods of Ryoichi Wakita for Children with Learning Disabilities

Junko Takahashi

Abstract

This research focuses on the education methods and approach of Ryoichi Wakita, the founder of the “Shirakawa School”, an academic institution for children with physical and mental handicaps for the purpose of placing them in society and cope with everyday life.

During the Meiji period, when the national education system was forming, the accommodations for children with learning disabilities and methods of treatments being offered, how this influenced the awareness of child education for the disabled is my topic in this research.